

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①地域の人口構造

本市の人口は緩やかな増加が続いていたが、令和2年頃からは人口増減率がマイナスに転じている。

表1及び図1をみると、昭和60年では26.4%を占めていた年少人口の割合は、平成2年頃から減少し、令和2年には12.4%まで減少している。生産年齢人口の割合については、昭和60年では66.4%を占めていたが、平成22年頃から減少し、令和2年には56.1%となっている。

一方、高齢者人口の割合は昭和60年に7.2%だったものが、令和2年には31.5%まで上昇し、超高齢社会となっている。

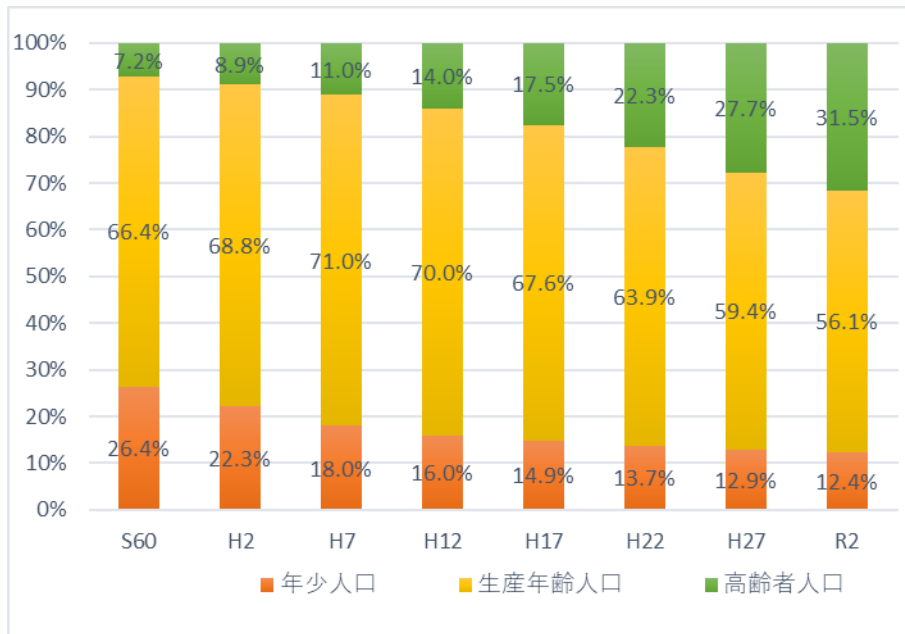
世帯当たりの人員については、昭和60年から令和2年にかけて、約1人減少している。

表1 人口及び世帯数の推移

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口総数(人)	55,924	59,092	60,667	62,287	64,435	66,093	67,879	66,950
年少人口(人)	14,788	13,184	10,920	9,963	9,602	9,079	8,775	8,287
生産年齢人口(人)	37,124	40,647	43,073	43,586	43,555	42,266	40,276	37,558
高齢者人口(人)	4,012	5,261	6,674	8,738	11,278	14,748	18,828	21,105
人口増減率(%)	8.9	5.7	2.7	2.7	3.4	2.6	2.7	-1.4
世帯数(%)	16,083	17,754	19,851	21,539	23,552	25,199	27,451	28,318
世帯当たりの人員(人/世帯)	3.48	3.33	3.06	2.89	2.74	2.62	2.47	2.36

出典) 総務省統計局 国勢調査結果、ただし年齢不詳を按分

図1 年齢3区分別人口構成



出典) 総務省統計局 国勢調査結果、ただし年齢不詳を按分

※年少人口：0歳から15歳の人口
 ※生産年齢人口：15歳から64歳までの人口
 ※高齢者人口：65歳以上の人口

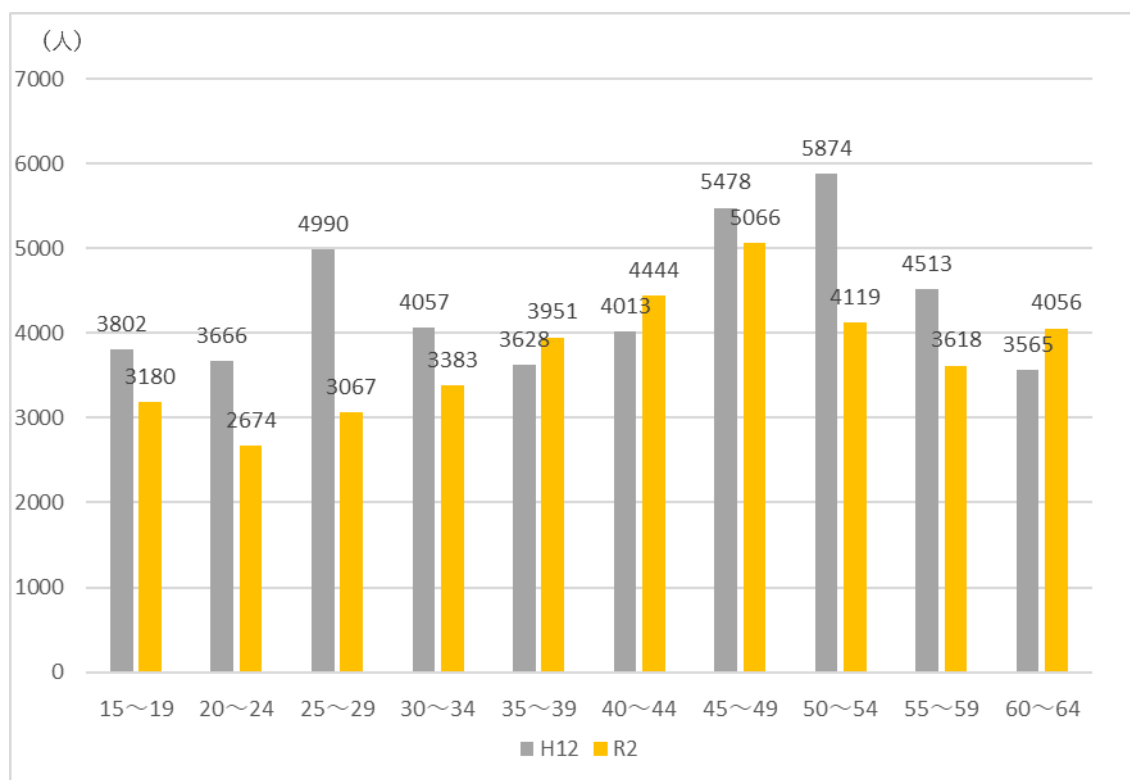
②年代別生産年齢人口

年代別生産年齢人口は、図2に示すとおり、45～49歳の年齢層が最も多く、20～24歳の年齢層が最も少ない。

ただし、平成12年の25～29歳の層と、その20年後である令和2年の45～49歳の層を比較するとほぼ同数となっているため、定住化も同時に進行していることがわかる。45歳以上は同傾向と考えてよいであろう。

25歳未満の年齢層は出生率低下による減少及び大学進学、卒業を契機としての転出によるものと考えられ、UIJターンに資する施策が必要である。

図2 年代別生産年齢人口



出典) 総務省統計局 国勢調査結果、ただし年齢不詳を按分

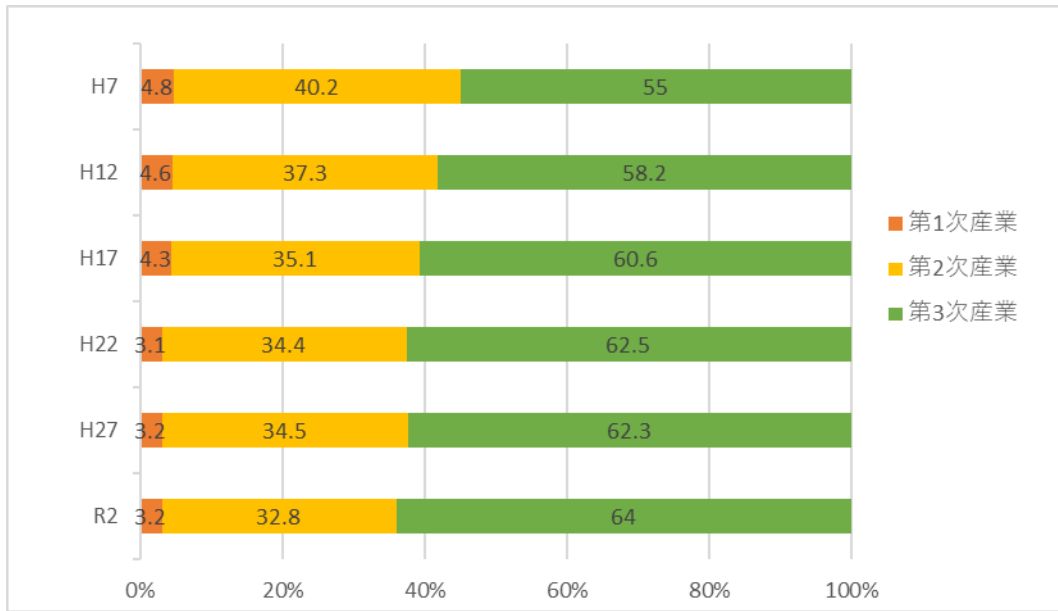
③産業構造

産業別就業者は、表2及び図3に示すとおり、第三次産業の占める割合が高くなっていることがわかる。また、第一次産業及び第二次産業の占める割合は減少傾向にあり、逆に第三次産業の占める割合が増加傾向にある。

表2 産業別就業人口

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
H7	人	1,445	12,076	16,555	30,076
	%	4.8	40.2	55.0	
H12	人	1,369	11,211	17,506	30,086
	%	4.6	37.3	58.2	
H17	人	1,272	10,439	18,040	29,751
	%	4.3	35.1	60.6	
H22	人	815	9,078	16,487	26,380
	%	3.1	34.4	62.5	
H27	人	940	10,067	18,198	29,205
	%	3.2	34.5	62.3	
R2	人	904	9,347	18,230	28,481
	%	3.2	32.8	64.0	

図3 産業別就業人口



出典) 総務省統計局 国勢調査結果

④市内事業所の状況

市内事業所の状況は、表3に示すように、卸売業、小売業をはじめ、建設業、宿泊業、飲食サービス業が半数を占めるが、その他にも生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉等多岐に渡る。

表3 市内事業所数

産業小分類	事業所数	産業小分類	事業所数
A~R 全業種(S公務を除く)	2328	J 金融業、保険業	41
A~B 農林漁業	10	K 不動産業、物品賃貸業	115
C 鉱業、採石業、砂利採取業	7	L 学術研究、専門・技術サービス業	78
D 建設業	402	M 宿泊業、飲食サービス業	265
E 製造業	122	N 生活関連サービス業、娯楽業	221
F 電気・ガス・熱供給・水道業	21	O 教育、学習支援業	85
G 情報通信業	14	P 医療・福祉	186
H 運輸業、郵便業	71	Q 複合サービス事業	8
I 卸売業、小売業	536	R サービス業(他に分類されないもの)	146

出典) 総務省統計局 令和3年 経済センサス活動調査結果

⑤中小企業者の状況

中小企業者の状況は、表4に示すように、平成21年から令和3年にかけて116件減少しており、特に小売業、製造業、飲食業の減少が大きい。

表4 業種別商工会員数

	H21	H25	H29	R3	R3-H21
建設業	402	403	407	400	-2
製造業	125	107	94	95	-30
卸売業	39	36	34	33	-6
小売業	332	312	292	267	-65
飲食業	192	170	170	163	-29
サービス業	360	342	337	378	18
その他	43	34	36	41	-2
合計	1493	1404	1370	1377	-116

出典) 鹿嶋市商工会 総代会議案書

以上のことから、本市では、超少子高齢社会や生産年齢人口の減少、事業継承者の不足等に対応するためには、労働生産性の向上を目的に、市内中小企業者の先端設備等の導入を支援していくことが求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、茨城県鹿行地域の中核として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業、小売業、建設業、飲食サービス業等と多岐に渡り、多様な産業が本市内の経済、雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮するため、発電電力を自ら消費する設備及び発電電力の全てを他社に供給し売電収入を得る設備であって、発電又は売電事業以外の市内の自己の所有に属する事業所に付帯し設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、鹿島臨海工業地帯をはじめ、鹿嶋市役所、大野出張所及び鹿島神宮周辺等広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、試作品開発や生産プロセス改善等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（国が同意した日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるもの及び次に掲げる事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。

以下「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業

②風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業

③茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号）第2条第3号に規定する利用カード等の販売業に該当する事業

・市税等に未納のある事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。